

令和6年
12月生まれ



HaPPy BaBies



KOFUCITY
Hello Kitty
© 25 SANRIO CO., LTD.
APPN. NO. L655824



赤ちゃんの写真★大募集★
(令和7年2月生まれ)

写真(裏に氏名を記載)と住所、
氏名、ふりがな、生年月日、電話
番号を書いたメモを〒400-
8585 甲府市役所情報発信課まで
お送りください。

1月20日(火)必着!!



頭部の周辺に
余白があるものを
送ってね!

「ヤングケアラー」をご存じですか



◀こども家庭庁
のHP

問子育て支援課 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」…☎055(221)3011
子ども・青少年専用ダイヤル…☎0120(743)011

「ヤングケアラー」とは、子ども・若者育成支援推進法において「家族の介護その他、日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしている子どもがいます。まわりの人が気付き、声をかけ、手をさしのべることが大切です。

たとえば このような子どもたち

(イラスト©こども家庭庁)



障がいや病気のある家族の介助や看病をしている



高齢の家族がいて、見守りや介護をしている



家族や幼いきょうだいの世話をしている



通訳などにより、家族の意思疎通を支えている



家計を支えるため、放課後は働いている

子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」

【時間】平日午前8時30分～午後5時15分 【場所】本庁舎3階子育て支援課にある相談窓口

ヤングケアラー・コーディネーター(相談員)が子どもやその保護者、関係機関からの相談に丁寧に応じる中で、当事者の状況に応じた適切なサービスなどを案内します。

- 自分のことや家族のことを話すのは勇気がいると思いますが、家の手伝いにより友人と遊ぶことができない、勉強する時間がとれない、学校に遅刻したり、行けなくて困ったなど、困り事がありましたらご相談ください
- 子どもと接する大人や関係機関の方も、関わりのあるご家族と接する中で気になることがある時はご相談ください

ヤングケアラー配食支援・レスパイトケア支援事業

弁当の配食サービス

内容 配食が認められた世帯構成人数分

回数・利用期限 週1回、おおむね3か月まで
(状況に応じて変更する場合もあり)

利用料 無料



※イラストはイメージ
日によって弁当の内容は
変わります

家事や育児のお手伝い

内容 掃除、料理、洗濯、買い物などの家事支援
幼い兄弟の世話、保育園などの送迎などの育児支援

回数・利用時間 週2回・1回2時間

利用料 無料または300円/時間
(最初の1か月は無料。収入状況により異なります)

申請方法【共通】

利用については、本市職員が生活状況を伺った上で、判断させていただきますので、まずはご相談ください。
なお、関係機関の方からご相談も可能です。利用希望の方がいましたら、気軽にお問い合わせください。